

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：豊浦町津波ハザードマップ)

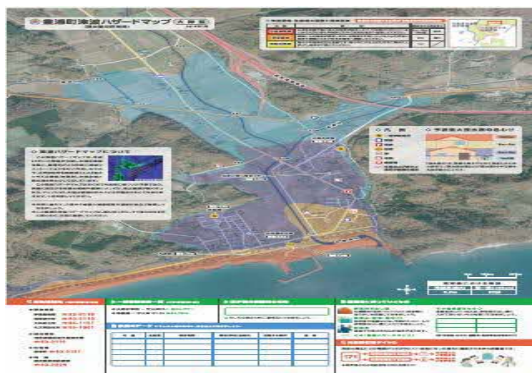
本計画で想定する地震及び津波は、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会において平成24年6月に公表された「北海道に被害をもたらす想定地震」及びこれにもとづき作成された「津波浸水予想図」の結果による津波とする。

海沿いにある本町地区の津波浸水深が、8.9m未満。震度5強の地震で第1波の津波が80分で到達されると想定されている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
本町地区	8.9m 未満	106
大岸地区	6.2m 未満	21
礼文地区	6.9m 未満	11
北部地区	0m 未満	19



(出典：豊浦町津波ハザードマップ)



(出典：豊浦町津波ハザードマップ)



(出典：豊浦町津波ハザードマップ)

(火山：火山災害対策計画)

有珠山噴火においても、必要に応じて本計画を準用するものとする。火山現象による災害が発生、または発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町、道及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策は、有珠山火山防災会議協議会の策定した「有珠山火山防災計画」による。

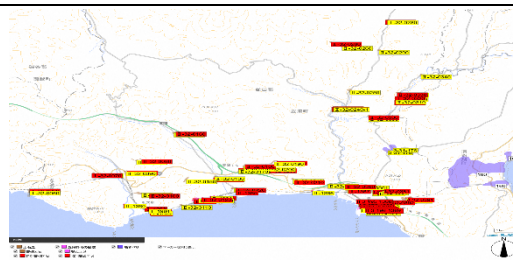
豊浦町は、火砕流や噴石による被害の可能性は低い、10cm～50cm厚さ程度の火山灰降灰による被害が全町に想定されている。



(出典：豊浦町有珠山火山防災マップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、豊浦町の本町・大岸・礼文華・北部地区が、土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されているが、小売・飲食業をはじめとした小規模事業者が57者あり、対策が必要とされている。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

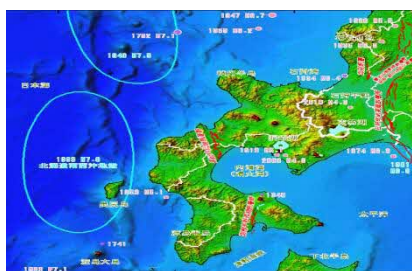
豊浦町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると2個の断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのはプレート境界で発生する「逆断層」となっており、マグニチュード8クラス強の地震が想定されているが、平均発生間隔は72.2年とされている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率が3.2%以下となっているが、2013年の十勝沖地震では震度の2地震、2018年の胆振東部地震では震度3の地震が発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

地震 (海溝型地震)		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
千島海溝沿い	十勝沖	8.0～8.6 程度	9%
	根室沖	7.8～8.5 程度	80%程度
	色丹島沖及び択捉島沖	7.7～8.5 程度	60%程度

(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。特に平成28年の台風10号において風害が多大な被害を及ぼした。この台風により、停電や倒木、漁船の転覆、ホタテ貝養殖施設、農業被害も莫大となった。

なお、当町の気候環境は内浦湾に面し海岸の影響を受けるが、日本海から津軽海峡を通過して湾内に流れ込む対馬海流（暖流）の影響を強く受けるため、夏は涼しく冬も比較的温暖なことから北海道の湘南地方と呼ばれ、最高気温は真夏でも30.1℃前後、最低気温は1月下旬頃の厳寒期でマイナス2.4℃と、年間を通してさわやかな気象条件となっている特徴である。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
H16. 9.	台風	台風第 18 号による被害、最大瞬間風速 27m/s	一部損壊 13 棟	農業施設 98 件 畑 20 件	—	森林被害区域面積 212ha 漁港被害 2 件	2,400 万円
H23. 3. 11	津波	東北地方太平洋沖地震に伴う津波の被害 3.4m	床上浸水 15 棟 床下浸水 10 棟	—	—	物置倉庫棟 床上浸水 25 棟	3 億 3,400 万円
H30. 9. 6	地震	胆振東部地震 震度 3	—	—	—	地震発生から 7 日 23 時まで停電 一部給水停止	—

(出典：豊浦町地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 188 人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 157 人 (独自データ)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	25	17	町内に広く分散
	製造業	20	20	〃
	卸売業	4	2	市街地に集中
	小売業	42	36	〃
	飲食業	21	21	〃
	サービス業・その他	76	61	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
豊浦町防災会議条例	S37. 11	
豊浦町地域防災計画	H28. 6	
防災訓練の実施	R1. 10	防災訓練の実施 R2、R3 は新型コロナウイルス感染症の影響により中止
防災備品の備蓄	—	備蓄食料 アルファ米 (2,000 食) 水 500ml ペットボトル 6,000 本 毛布 1,800 枚

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
事業継続計画について周知	H31. 3	資料配布 140 部
損害保険への加入促進	随時	チラシ配布 140 部
「新北海道スタイル」の周知	R2. 8	「新北海道スタイル構築促進事業費補助金」を活用した、感染症対策実施中掲示台紙、取組シール配布 140 部
防災対策について対応	R2. 11	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認
感染症対策の周知	R3. 7	感染症拡大防止チェックシートの配布

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・非常時に必要な防災設備、備品、資材の在庫保有状況について不十分な状況であり、今後計画的に備蓄の促進を図る必要がある。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R4	R5	R6	R7	R8
建 設 業	25	17	0	0	0	0	0
製 造 業	20	20	0	0	0	0	0
卸 売 業	4	2	0	0	0	1	1
小 売 業	42	36	3	3	3	3	3
飲 食 業	21	21	2	2	2	2	2
サービス業・その他	76	61	1	1	1	1	1
合 計	188	157	6	6	6	7	7

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、概ね5期（25年）を目処に浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し小売業、飲食業が集中しているため、本計画期間において地域の全小規模事業者（独自調査157件）が策定するよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援事業評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

豊浦町	豊浦町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	25	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売業	4	2	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1
小売業	42	36	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
飲食業	21	21	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
サービス業・その他	76	61	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	188	157	6	6	6	7	7	6	6	6	7	7

- ・町、商工会並びに北海道商工会連合会組織支援課長、外部有職者として伊達信用金庫虻田支店長、日本政策金融公庫室蘭支店国民生活事業担当、中小企業診断士等の関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	町の防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	豊浦町産業観光課観光公園係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業観光課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・豊浦町災害対策本部の方針に従い、当町産業観光課観光公園係と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自

然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度5強以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

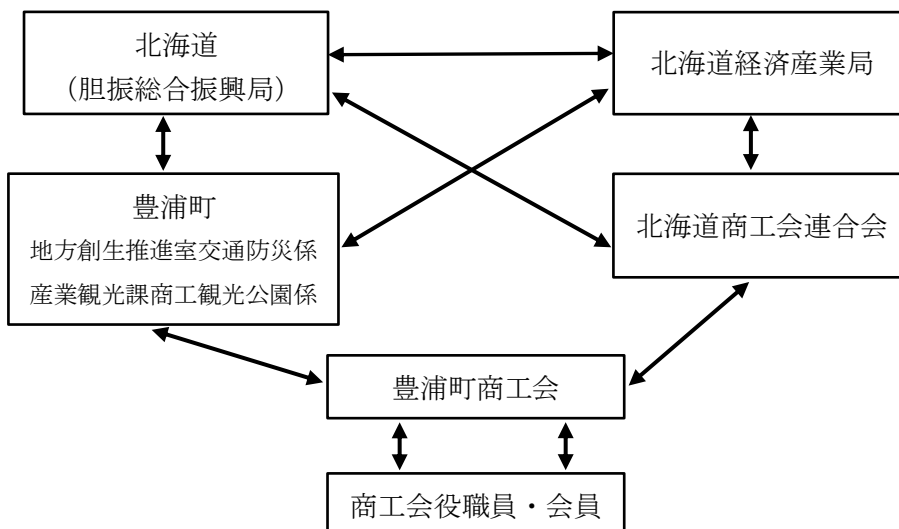
- ・当町で取りまとめた「豊浦町新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、胆振総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

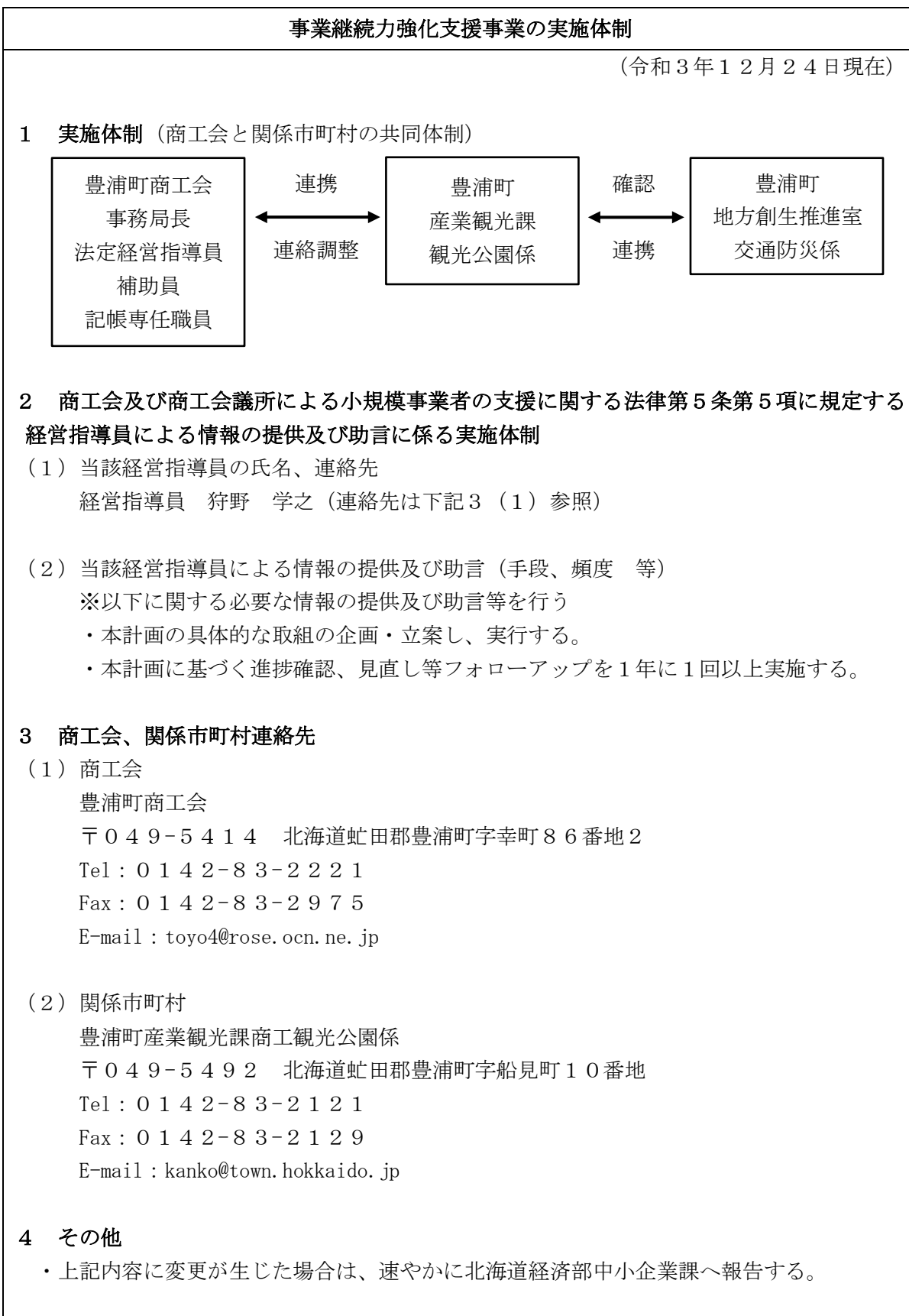
- ・豊浦町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、豊浦町・豊浦町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、豊浦町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。